



(案)

第5次さっぽろ子ども未来プラン

令和7年度実施状況報告書
＜総括＞

令和8年(2026年) 月
札幌市

目次

1 第5次さっぽろ子ども未来プランの概要

- (1) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 関係計画の統合（本計画から）・・・・・5
- (3) 計画の対象・・・・・・・・・・・・・6
- (4) 計画期間・・・・・・・・・・・・・6
- (5) 計画体系・・・・・・・・・・・・・7

2 計画の進行管理・評価

- (1) 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・8
- (2) 附属機関による評価・・・・・・・・・・・・・8

3 本計画 本書の記載内容（指標の数値）変更

- (1) 変更箇所・内容・・・・・・・・・・・・・9
- (2) 変更理由・・・・・・・・・・・・・10

4 指標の状況と評価

- (1) 指標の設定・・・・・・・・・・・・・12
- (2) 計画全体の指標の状況・・・・・・・・・・・・・13
- (3) 評価（計画全体の指標の状況）・・・・・・・・・・・・・14
- (4) 成果指標の状況・・・・・・・・・・・・・16
- (5) 基本目標1-基本施策6「子どもの貧困
の解消に向けた対策」の指標の状況・・・・・・・・・・・・・17
- (6) 基本目標3-基本施策4「ひとり親家庭
への支援の充実」の指標の状況・・・・・・・・・・・・・17
- (7) 評価（各指標の状況）・・・・・・・・・・・・・18

5 令和7年度の主な取組状況・・・・・・・・・・・・・23

1 第5次さっぽろ子ども未来プランの概要

(1) 計画の位置付け

- 法令等に基づく計画との関係

本計画（第5次さっぽろ子ども未来プラン）は、以下の計画を包含

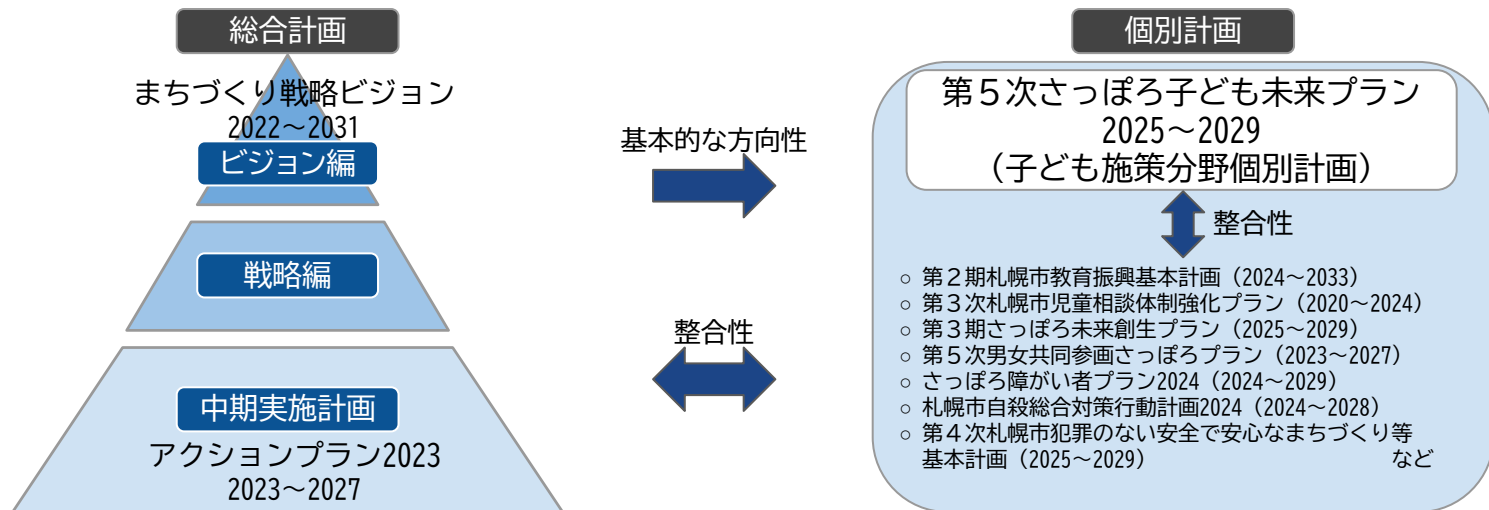
- 子どもの権利に関する推進計画（札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例）
- **市町村こども計画**（こども基本法）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- 市町村整備計画（児童福祉法）
- 母子保健計画（生育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針）
- 市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

(1) 計画の位置付け(続き)

● 札幌市の関連計画との関係

本計画は、札幌市のまちづくりに関する総合計画「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画

子ども・若者・子育て当事者への支援に関連する札幌市の各分野の個別計画との整合性を図りながら、総合的に計画を推進していく



(2) 関係計画の統合（本計画から）

- 「市町村こども計画」の位置付けを追加

- 子どもの権利保障
- 子ども・若者への施策
- 貧困世帯やひとり親家庭を含めた子育て当事者への施策

より一体的に推進
するため
関係計画を統合

- 統合した主な計画

- 第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画
→本計画「基本目標1-基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策」
- 第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画
→本計画「基本目標3-基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実」

（３）計画の対象

- 主な対象
 - 全ての子ども（おおむね18歳まで）
 - 若者（おおむね15歳～34歳まで、施策によってはそれ以上の年齢を含む）
 - 子育て当事者（妊娠・出産期を含む）
- 事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象

（４）計画期間

- 令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

(5) 計画体系

- 基本理念の達成に向け、3つの基本目標に基づき、13の基本施策を設定
- 各基本施策に取り組む際は、基本的な方針1から4を意識し、取組を実施

<基本理念>

子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

<方針1>

子ども・若者と子育て当事者の視点

<方針2>

貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり

<方針3>

ライフステージに応じて切れ目なく支える

<方針4>

地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

施策1：子どもの権利を大切にする社会に向けた取組
 施策2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 施策3：児童虐待防止対策と社会的養護の推進
 及びヤングケアラーへの支援

施策4：病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進
 施策5：子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組
 施策6：子どもの貧困の解消に向けた対策

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実

施策1：子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実
 施策2：学童期・思春期における環境の充実
 施策3：青年期における環境の充実

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実

施策1：経済的支援の充実
 施策2：地域子育て支援、家庭教育支援の推進

施策3：共働き・共育での推進
 施策4：ひとり親家庭への支援の充実

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

- 計画内の事業・取組
毎年度、進捗状況を確認する
- 子ども・若者及び子育て支援施策に関する庁内組織である「子どもの権利総合推進本部」にて、実施状況の進行管理を行う

(2) 附属機関による評価

- 「札幌市子ども・子育て会議」「札幌市子どもの権利委員会」
毎年度の本計画の実施状況を報告し、点検・評価を受ける
→点検・評価の内容をホームページ上で公表

3 本計画 本書の記載内容（指標の数値）変更

（１）変更箇所・内容

- 「【基本目標２】ライフステージの各段階における環境の充実」の指標（２項目）

現行（本計画 本書59ページ）				変更後	
基本施策	指標項目	当初値(R5)	目標値(R11)	当初値(R5)	目標値(R11)
基本施策１ 子どもの誕生 前から幼児期 までにおける 環境の充実	18歳以下の子が いて、妊娠・出 産や子育てにつ いて相談相手や 情報収集手段が ある親の割合	76.3%	92.0%	<u>91.2%</u>	92.0%
基本施策２ 学童期・思春 期における環 境の充実	近所や地域との つながりがある 子どもの割合	57.0%	65.0%	<u>82.1%</u>	<u>90.0%</u>

(2) 変更理由

- 基本施策1 「18歳以下の子がいて、妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段がある親の割合」の数値について

※当該指標は「指標達成度調査」にて確認

- 当初値及びこれまで公表していた数値の算出方法の誤りが判明、以下のとおり修正する

- 調査での設問及び選択肢

- 設問：＜18歳以下のお子さんがいる方への設問＞妊娠・出産や子育てについて悩んだとき、あなたには、家族や友人・知人、各種子育て相談窓口などの相談相手や情報収集手段がありますか。
- 別途、18歳以下の子がいるかどうかを確認する設問あり

- 算出方法

誤： $\frac{\text{「いる（ある）」と回答した方の数}}{\text{回答者全数}}$ 正： $\frac{\text{「いる（ある）」と回答した方の数}}{\text{18歳以下の子がいる方の数}}$

- 目標値の設定

R6数値89.3%（▲1.9）、R7数値89.6%（+0.3）

→R5～R7の数値動向から目標値（R11）は92.0%維持

（２）変更理由（続き）

● 基本施策２「近所や地域とのつながりがある子どもの割合」の数値に

ついて ※当該指標は「子どもに関するアンケート調査」にて確認

○ 指標の把握に、より適切な設問の結果を使用する

■ 現行：設問

「あなたは、今の札幌市では、子どもを対象とした参加の取組や環境が十分にあると思いますか」の設問のうち「地域や近所とのつながり」の項目において、「十分にある」と「少しある」と回答した割合

→回答した子ども自身に近所や地域とのつながりがあるかが不明確

■ 変更後：設問

「あなたは、地域の人たちとどのような関わりがありますか」の設問に対し「関わりはない」「無回答」以外の回答をした割合

○ 目標値の再設定

R5～R7の数値動向から年1.5ポイントの上昇を見込み目標値（R11）を90%とする ¹¹

4 指標の状況と評価

(1) 指標の設定

- **成果指標**

計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針

計画全体、及び基本目標の基本施策ごとに設定

- **活動指標**

基本目標の達成に向け、どのような資源投入・活動を行ったかを表す指標

各基本施策に紐づけられる事業や取組の中で、主なものを本計画に掲載

(詳細は個別事業の実施状況報告書を参照)

(2) 計画全体の指標の状況

指標		当初値 (R6)	R7	当初値増減	目標値 (R11)
子どもが大切にされている社会だと思う人の割合	子ども	—	78.4%	—	70.0%
	大人※	35.5%	37.3%	+1.8	
	大人※ (参考値)	—	48.2%	—	

※「大人」の指標値は18歳以上の市民向け調査（札幌市指標達成度調査）、
参考値は0歳～18歳の子を養育する市民向け調査（札幌市子育てに関する市民アンケート調査）の値

(3) 評価（計画全体の指標の状況）

- 指標の状況

子ども：78.4%（R7）であり、目標値（R11）を上回っている（※1）

大人：37.8%（R7）であり、僅かな改善傾向（当初値（R6）より1.8ポイント上昇）

※1 子どもの数値は当初値（計画策定時の値）がないため、今回（R7）の数値を基準とし、次年度以降の数値の動向を確認

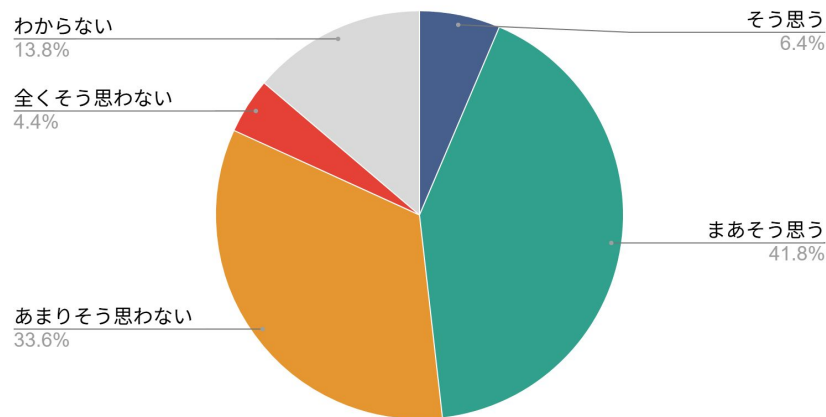
- 今後の方向性

- 子育て世帯向けの調査（※2）で、「子どもが大切にされているまちだと思わない」方のうち、「子育て当事者への支援不足」、「子どもが安心して遊んだり過ごしたりできる居場所の不足」を理由に挙げた方が5割超（結果は次頁参照）
- 引き続き、子育て当事者の経済的不安や孤立感の解消等、日常生活に直結する支援や子育て支援関連情報の効果的な発信を進めるとともに、子ども・若者が安全安心に過ごし遊べる居場所づくりの取組を行い、数値の動向を把握する

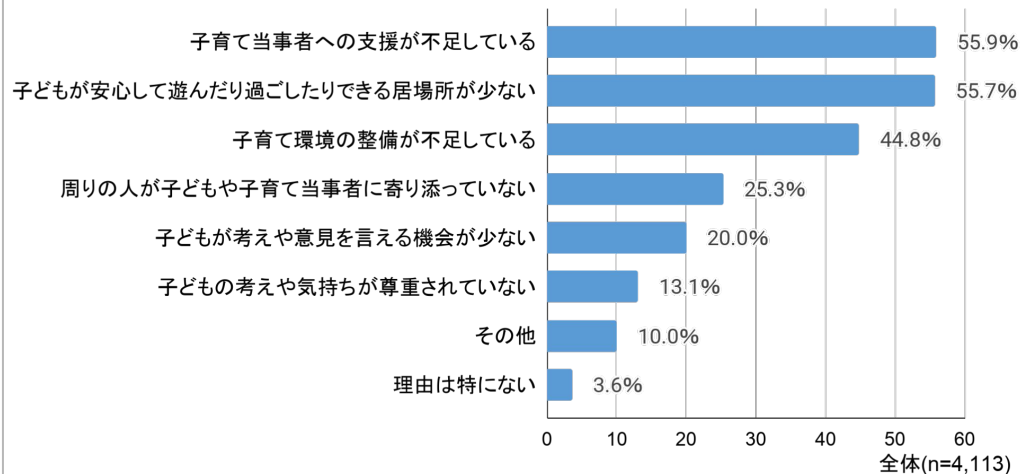
※2 札幌市子育てに関する市民アンケート調査（R7）

(参考) 札幌市子育てに関する市民アンケート調査 (R7) 結果

あなたは、札幌市は、
子どもが大切にされているまちだと思うか(単一回答)



【札幌市は子どもが大切にされているまちだと思わない方限定】
大切にされていると思わない理由(複数回答)



(4) 成果指標の状況

(各指標の詳細は個別事業の実施状況報告書を参照)

基本目標	指標項目数※	改善傾向の指標	悪化傾向の指標
基本目標1 子どもの権利の推進とライフ ステージを通じた環境の充実	全8項目	4項目	4項目
基本目標2 ライフステージの各段階におけ る環境の充実	全3項目	1項目	2項目
基本目標3 子育て当事者への支援の充実	全3項目	1項目	2項目
合計	全14項目	6項目	8項目

※対象（子ども・大人／子ども・若者）ごとに区分している項目は、それぞれ1項目としてカウント

基本目標1-基本施策6「子どもの貧困の解消に向けた対策」及び基本目標3-基本施策4「ひとり親家庭への支援の充実」の指標については、上記に含まず、別途次頁に記載

(5) 基本目標1-基本施策6「子どもの貧困の解消に向けた対策」の指標の状況

(各指標の詳細は個別事業の実施状況報告書を参照)

指標項目数	改善傾向の指標	悪化傾向の指標	集計中の指標	数値確認不可の指標※2
全8項目※1	2項目	2項目	1項目	3項目

※1 「(4) 成果指標の状況」と重複する指標(1項目)を除く

※2 次回調査を令和10年度に予定(当初値:札幌市子どもの生活実態調査(R3)の値)

(6) 基本目標3-基本施策4「ひとり親家庭への支援の充実」の指標の状況

(各指標の詳細は個別事業の実施状況報告書を参照)

指標項目数※3	改善傾向の指標	悪化傾向の指標	変動のない指標
全16項目	5項目	10項目	1項目

※3 対象(母子家庭・父子家庭・寡婦等)ごとに区分している項目は、それぞれ1項目としてカウント

(7) 評価（各指標の状況）

● 改善傾向の主な成果指標

- 基本目標1-基本施策2「自分には様々な可能性があると思う」若者の割合
56.1%→62.4%（目標値（R11）：70.0%）
- 基本目標1-基本施策6「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合
61.6%→72.3%（目標値（R11）：80.0%）
- 基本目標2-基本施策2「近所や地域とのつながりがある」子どもの割合
82.1%→86.9%（目標値（R11）：90.0%）
- 基本目標3-基本施策4（ひとり親家庭のうち）18～19歳世代の大学進学割合
29.1%→77.0%（目標値（R11）：40.0%）

※母数が小さく数値が振れやすいため、個々の数値の比較でなく全体的な傾向として捉える

(7) 評価（各指標の状況）（続き）

● 悪化傾向の主な成果指標

- 基本目標1-基本施策3「どこかに助けてくれる人がいる」子ども及び若者の割合
子ども：97.9%→94.5% 若者：86.1%→78.9%
（目標値（R11）：子ども→現状維持 若者→95.0%）
- 基本目標3-基本施策2 子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち
「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合
60.6%→53.0%（目標値（R11）：70.0%）
- 基本目標3-基本施策3「父親と母親がともに子育ての担い手である」保護者の割合
52.6%→38.4%（目標値（R11）：70.0%）
- 基本目標3-基本施策4 困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合
母子家庭：16.0%→39.1% 父子家庭：33.1%→60.0%
（目標値（R11）：母子家庭→10.0% 父子家庭→20.0%）

（7）評価（各指標の状況）（続き）

● 指標の状況

- 全38項目の指標のうち、改善傾向の指標は13項目（34%）、悪化傾向の指標は20項目（53%）
→改善傾向の割合が低く、各取組のさらなる推進が必要な状況
- ひとり親家庭等への支援に関する指標においては、支援制度の認知度低下（母子家庭・寡婦）、「相談相手がいない」方の増加等が見られ、必要な支援についての周知が行き届いていないことが課題

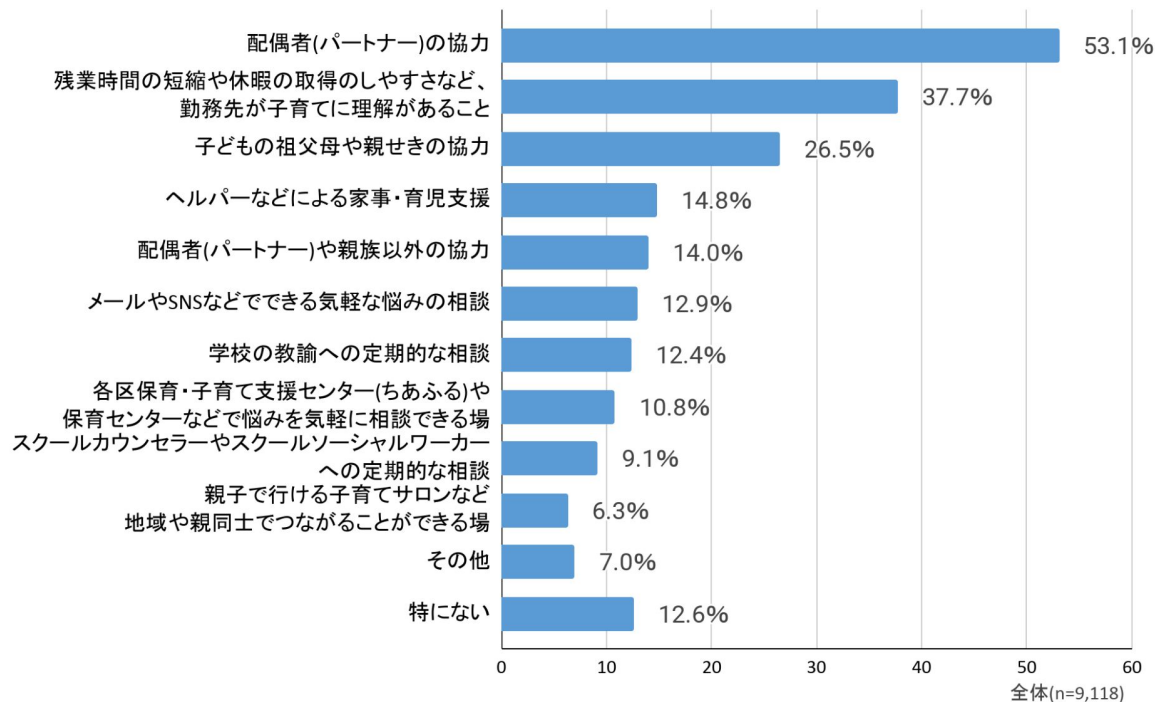
（7）評価（各指標の状況）（続き）

● 今後の方向性

- 子どもの権利保障や支援の質を向上させる取組や、子どもに関わる様々な大人が情報共有・連携して必要な支援につなげる取組を継続
- ひとり親家庭支援センターにおける相談事業や母子・婦人相談員による相談対応等を継続するとともに、ひとり親家庭等へ向けた必要な支援情報等の効果的な周知・広報を推進する
- 子育て世帯向けの調査（※）で、子育てをされていて感じる悩みを軽減するために必要なサポートとして、「配偶者（パートナー）の協力」「勤務先が子育てに理解があること」を挙げた方が多数（結果は次頁参照）
 - 配偶者（パートナー）が子育てに協力できる環境づくりには、勤務先の理解が不可欠であることから、働きやすい職場環境整備を目指した取組等を通じて、今後も共育てを推進する ※札幌市子育てに関する市民アンケート調査（R7）

(参考) 札幌市子育てに関する市民アンケート調査 (R7) 結果

【子育てをしていて悩みを感じている方限定】 悩みを軽減するために必要なサポート (複数回答)



5 令和7年度の主な取組状況

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

事業・取組名【担当部】	内容	令和7年度実施状況
子どもの居場所づくり支援事業 【子ども未来局子ども育成部】	子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図る。	子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施した。(16団体に1,390千円) 子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施した。(10団体2,154千円)
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 【子ども未来局子ども育成部】	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進める。	札幌市子どもの権利委員会に子ども委員3名が参加しているほか、各局区においても子どもを対象としたアンケートやワークショップを実施するなど、子どもの参加・意見表明の機会を設けた。
子どもの意見形成・表明支援事業 【子ども未来局児童相談所】	社会的養護を利用している子どもを対象とした意見形成・表明支援を実施することで、子どもの思いを十分に聞き取るとともに、支援者側の子どもの権利擁護への意識を高める。	● 市内児童養護施設（5か所） 訪問回数：60回 利用延べ人数：239名 ● 児童相談所及び東部児童相談所の一時保護所 訪問回数：28回 利用延べ人数：77名

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実（続き）

事業・取組名【担当部】	内容	令和7年度実施状況
医療的ケア児への支援体制推進事業 【教育委員会学校教育部】	市立学校に在籍する医療的ケア児の安心安全な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置し、適切な支援を受けられる体制を整備する。	医療的ケアが必要な児童生徒の支援のため、小学校24校（対象児童：26名）、中学校3校（対象生徒：3名）、特別支援学校1校（対象児童生徒1名）へ看護師を配置した。また、特別支援学校1校へ、卒業式に看護師のスポット配置を行った。今後も配置を希望する全ての市立学校に対し、看護師配置できるよう努めていく。また、保健福祉局の事業である「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を活用し学校における安全な医療的ケア実施体制の整備を充実させた。
いじめ対策事業 【教育委員会学校教育部】	いじめを防止するため、子どもへのアンケート調査や相談窓口の運営により、子どもの悩みや困りを早期に把握し適切に対処するとともに、子ども理解に関する教員研修や情報モラル教育の充実を図る。	1人1台端末の「心の健康観察」アプリを用いて、日々の健康観察やアンケートを実施し、いじめを含めた子どもの困りや悩みの早期発見に努めるとともに組織的な対応の徹底を図った。 研究開発事業「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進に係る研究開発事業を立ち上げ、幼稚園から高等学校までの各校種において、授業公開を伴う実践研究を行うとともに、その成果を各学校に周知した。 管理職や生徒指導担当の教職員を対象とした生徒指導研究協議会を、4月と7月の年2回開催し、いじめ防止等の取組の徹底や、「生命（いのち）の安全教育」、自殺を防ぐための取組等をテーマとして実施した。

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実

事業・取組名【担当部】	内容	令和7年度実施状況
妊娠SOS相談事業 【子ども未来局子育て支援部】	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行う。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行う。	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、居場所の提供を行った。居場所支援は2床から4床へ増床した。また、未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行った。
不登校児童生徒のための学びの場整備事業 【教育委員会学校教育部】	不登校児童生徒の学びの機会の確保のため、教育支援センターの機能拡充や、更なる機能強化に向けた調査・検討を進める。	不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べるよう、中学生が対象だった教育支援センターサテライトにおける支援を小学生（4年生以上）まで拡充し、継続的な支援を全区で実施した。また、自宅から外に出かけることが難しい不登校児童生徒を対象に、教育支援センターオンラインコースにおけるメタバースを活用した支援を週4回試行的に実施した。
若者の社会的自立促進事業 【子ども未来局子ども育成部】	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施する。	進路や進学悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ252件の学習相談に応じるとともに、市内4会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実

事業・取組名【担当部】	内容	令和7年度実施状況
子ども医療費助成 【保健福祉局保険医療部】	高校3年生までのお子さんの通院・入院にかかる医療費の一部を助成する。	18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子さんの医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を助成。 ● 助成件数 2,691,883件 ● 助成金額 5,898,421千円
子育て援助活動支援 （ファミリー・サポート・センター）事業 【子ども未来局子育て支援部】	子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施。	「さっぽろ子育てサポートセンター事業」及び「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施。 各区のこそだてインフォメーションにおいて、上記2事業の一元的な事前利用登録の受付を実施するほか、病児・病後児保育事業のWeb予約システム案内を行った。

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実（続き）

事業・取組名【担当部】	内容	令和7年度実施状況
育児休業等取得助成事業 【子ども未来局子ども育成部】	仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めることを目的に、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業に対し、育児休業等に関する助成を行う。	助成件数は以下のとおり。 ①育児休業代替要員雇用助成金 7件 ②男性の育児休業取得助成金 64件 ③子の看護等休暇有給制度創設助成金 8件 なお、令和7年度は、育児・介護休業法改正に伴い、③の交付要件を見直し、企業が休暇取得事由を広く定めることを要件とした。
困難を抱える女性への相談体制強化事業 【子ども未来局子育て支援部】	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を踏まえ、現在各区保健センターに配置をしている母子・婦人相談員について、配置数を増やし様々な困難を抱える女性への支援体制を強化する。	各保健センターにおいて、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談に応じた。 ※令和7年度から中央区、東区において各1名増員を行い、合計20名の相談員を配置。

6 附属機関からの主な意見

○子どもの権利委員会

- 児童養護施設等を巣立った後に社会にうまく適応できない若者が現実におり、「社会的養護自立支援拠点事業」の設置は、そうした若者を支える大変有意義で重要な取組である。
- 「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」は数値の低下が見られるが、質問を「自分事」として捉えられる聞き方にすれば結果が変わるのではないか。
- 子どもの権利を守るためには、まず親の権利が守られるべきであり、親が幸せであることが子育てにもつながり、子どもに目を向けられる。

○子ども・子育て会議